

# 評議員会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月23日(木)午後1時30分～
- 2 開催場所 市立社会福祉センター3階 第1会議室
- 3 議事の内容

司 会

定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会を開催いたします。

本日の出席状況でございますが、評議員定数7名以上32名以内、現在員数28名、出席者20名でございます。従いまして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第15条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、本日、新たに出席いただいております評議員の皆様をご紹介いたします。

此花区社会福祉協議会会長の岩井政人評議員でございます。

毎日新聞大阪社会事業団常務理事の森野茂生評議員でございます。

大阪市会民生保健委員長の有本純子評議員でございます。

大阪市手をつなぐ育成会理事長の長谷川美智代評議員でございます。

ニッセイ予防医学センター担当部長の山本寛評議員でございます。

なお、本日の議案について、特別の利害関係を有する評議員の出席はございません。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第15条第1項の規定により、その都度評議員の互選とすることになっておりますが、慣例により、こちらから、ご指名させていただきます、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を東淀川区社会福祉協議会会長の吉田評議員にお願いいたします。

吉田評議員様、恐れ入りますが、議長席へお願いいたします。

吉田議長

東淀川区社会福祉協議会の吉田でございます。

皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めて参りたいと存じます。

よろしくお願いたします。

まず、評議員会の議事録署名人を決めさせていただきます。

議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただきます、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、議事録の署名人は、天王寺区社会福祉協議会会長の一本松評議員と、此花区民生委員児童委員協議会会長の浦野評議員にお願いします。どうぞよろしくお願いたします。

## <第1号議案> 令和5年度事業計画及び予算(案)

吉田議長

それでは、第1号議案の令和5年度補正事業計画及び予算(案)について、事務局から説明してください。

堀江課長

地域福祉課長の堀江でございます。

第1号議案、令和5年度事業計画及び予算（案）ですが、まずは事業計画（案）につきまして、ご説明申し上げます。

資料の1頁をご覧ください。「Iの基本方針」でございます。全文を読みあげさせていただきます。

わが国では、急速な少子高齢化や、地域で暮らす人々のつながりの希薄化が進み、また長期にわたる新型コロナウイルス感染症による経済や社会活動への影響等もあって、社会的に孤立する人や生活困窮に陥る人が増えるなど、地域福祉をめぐる課題はますます複雑・多様化、深刻化している。

そうしたなかで、福祉に関わるさまざまな活動主体が連携した包括的な相談支援体制の構築や、ともに暮らし支え合う地域づくりがより一層求められており、本会は身近な地域の中で「つながり・支え合うことができる福祉コミュニティづくり」を目指して、区社会福祉協議会と一体となって取組みを進めている。

令和5年度においては、第2期大阪市地域福祉活動推進計画が最終年度を迎えることから、目標の達成状況や成果、今後の展開に向けた課題を検証したうえで、関係機関・団体等の意見も得ながら、第3期大阪市地域福祉活動推進計画（令和6年度～8年度）を策定する。

また、孤立を防ぎ住民同士が支え合う地域づくりや、高齢者・生活困窮者等の暮らしを支える包括的な相談支援体制の充実など、区社会福祉協議会の取組みへの支援を強化し、社協として地域支援と個別支援の機能を総合的に発揮していく。

あわせて、福祉に関わる情報発信及び専門的人材の養成、ボランティア・市民活動の推進、成年後見制度等の権利擁護、地域こども支援ネットワーク事業など、本会が担っている取組みについても、より効果的に実施できるよう充実していく。

さらに、安定的・継続的な事業展開に向け、職員の確保・育成・定着の方策や、本会及び区社会福祉協議会の法人運営機能の強化など、組織経営基盤の構築を図っていく。

今後も、地域福祉推進の中核的役割を担う団体として、地域で暮らす人々の信頼に応えていくため、各区社会福祉協議会をはじめ地域住民、行政、社会福祉関係団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業などと連携を密にし、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の推進、地域共生社会の実現に向けた取組みをより一層推進する。

続きまして、2頁「IIの令和5年度事業」でございます。ただいまご説明いたしました基本方針に基づき、本会が取り組むべき事業内容について記載しています。主な内容につきましてご説明いたします。

2頁「1 持続可能で自律した組織基盤の強化」につきまして、本会の一番の課題はやはり人材の確保・定着・育成です。法人の安定した事業運営に欠かせない「人材の確保」や「育成・定着」については、(1)に記載のとおり、大学への個別説明など協力関係を強化することや、育成に関しましても、職員研修計画に基づき研修を体系的に実施し、職員の資質向上を図っていきます。

(3)の法人運営機能の強化につきましては、雇用を取り巻く環境変化をふまえ、人材確保にも関連しますが、多様化する働き方にあわせた雇用形態に対応するため、給与・人事システムを再構築する予定です。

(5) 広報・情報発信の強化につきましては、社会福祉協議会がどんなことをやっている団体なのか、まだまだ知らない人も多くいると思いますので、本会の認知度を向上させ、また誰もが容易に必要な情報を得ることができるよう、8年ぶりにホームページを全面的にリニューアルいたします。リニューアルにあたっては、人材確保の一連の取り組みとして、就職希望者向けの職員採用ページを作成するほか、災害発生時にスムーズに情報発信できるようなページを作成するなど検討してまいります。

3頁(6) 区社協への法人運営強化に向けた支援につきましては、昨年度に引き続き、区社協の総務・経理等の法人運営機能を強化するため、研修会の開催や実務手引書の更新とあわせて、顧問税理士法人による会計支援を実施し、区社協会計事務の平準化に向け取り組んでまいります。

「2 第2期 大阪市地域福祉活動推進計画の推進及び次期計画の策定に向けた取り組み」については、現在、第2期計画に基づく取り組みを、本会・区社協ともに進めています。令和5年度が現計画の3年目、最終年度を迎えますので、3年間の振り返りや総括と並行して、令和6年度から新たな計画期間が始まります第3期計画の策定作業に取り組んでいきます。

続きまして、「3 地域共生社会の実現に向け地域福祉の推進基盤を担う区社協への支援強化」について、区社協支援は指定都市社協の大きな役割であり、地域共生社会の実現に向けた施策動向をふまえて、地域支援と、個別支援の両面の機能を最大限発揮し、区の特性に応じた事業展開ができるよう支援を強化してまいります。具体的には、

(1) アの第2期 大阪市地域福祉活動推進計画を受けて、区社協がそれぞれ区の特性に応じた推進方針を立てて、事業を進めており、それらの状況把握とさらなる推進に向けた調整を行うとともに、やはり区社協内で縦割りにならないように、複数事業の合同研修会やあつまる場を作り、事業間連携を推進してまいります。

地域づくりの推進と包括的な相談支援体制の充実につきましても、(2) アに記載の地域アセスメントをしっかりと行うことや、イの地域での見守り体制の強化、また、

(3) アのさまざまな困りごとや複合的な課題を抱えた方、ケアラー支援も含めた包括的な相談支援体制の充実、イの生活福祉資金貸付事業・生活困窮者自立相談支援事業等を通じて明らかになった生活困窮や生活再建に係る相談強化と併せて見えてきた諸課題への対応強化を図っていくこととしております。

4頁「4 多様な主体・資源がつながる地域福祉活動の推進」についてですが、(1)に記載の地域でのつながりづくりの継続・推進ですが、新型コロナウイルス感染症もまだ完全に収束しておりませんが、この間、改めて地域での人と人とのつながりの大切さをいろいろな場面で感じたところです。どんなことが起きても、つながりを絶やさず、つながり続けるための取り組みを引き続き継続し、推進してまいります。

5頁「(3) 多様なボランティア・市民活動の推進・発信」については、大阪市ボランティア・市民活動センターにおきましては、ホームページや情報誌を活用して、ボランティア活動の情報発信の強化とあわせて、市のボランティアセンターだけではなく、各区のボランティア・市民活動センターと情報もしっかり共有し、連携して、新たな活動者の育成に取り組んでまいります。

「(4) 地域こども支援ネットワーク事業の推進」ですが、平成30年度から始まりました事業でこの3月で丸5年を迎え、令和5年度は6年目となります。こども食

堂や学習支援の場として現在登録いただいている団体が 335 団体と、年々増えている状況です。下から 2 行目に記載、全区で活動団体の連絡会を立ち上げることは、地域福祉推進計画にも掲げている目標なので、社会福祉施設や企業なども参画いただきながら、令和 5 年度には達成できるよう取り組んでいきます。6 頁「(5) 大阪市ボランティア活動振興基金や助成金、寄附金を活用した民間活動への支援」、「イ 善意銀行の運営」「ウ 共同募金を活用した地域福祉活動への助成」につきましては、それぞれの財源を活用しながら、本会としてもしっかり団体からの相談を受けながら助成事業などを通じて活動を支援してまいります。

「5 地域福祉を支える人材確保及び育成強化」についてです。大阪市ボランティア・市民活動センターと大阪市社会福祉研修・情報センターを中心に地域活動の担い手の養成と福祉専門職の確保・育成・定着を推進するとともに、すべての住民が福祉への理解を深め、とくにこどもたちが福祉を身近に感じ、ボランティア活動や福祉の仕事に関心を持つよう、福祉教育を推進していきます。具体的には、7 頁の(1)アの研修センター発行の情報誌「ウエルおおさか」やホームページを活用した情報発信、福祉教育につきましては、(2)に記載のとおり、全社協が実施している全国福祉教育推進員研修を受講した本会の若手職員が中心となって、大阪市社協・区社協としての福祉教育推進のプログラムの作成を計画しています。

(3) 地域福祉活動の担い手育成はボランティア市民活動センターが中心となって情報提供や活動のやりがいや魅力を伝える取組みを進めていきます。

(4) 福祉専門職の確保・育成・定着については、8 頁になりますが、福祉・介護分野で人材不足が深刻な状況を踏まえ、担い手の拡充に向けた啓発や人材確保に取り組む福祉施設を支援する研修などを実施してまいります。

8 頁「6 暮らしの相談支援の充実」ですが、(2)生活福祉資金貸付事務事業につきましては、特に新型コロナウイルス感染症特例貸付の償還開始に伴い、令和 4 年 12 月から実施しております特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について、大阪府社協と調整のうえ、返還が困難な方への猶予申請や生活再建に係る相談などを現在も区社協で実施していますが、今後ますます相談が増えると予測されますので、各区社協が円滑に実施できるよう引き続き支援していきます。

9 頁「7 暮らしの安心を支える権利擁護の推進」についてです。認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度や「あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）」を活用し、権利擁護や自立支援を推進してまいります。

11 頁「5 災害に備えた平時からの取組みの推進」についてです。大規模災害発生時に、社会福祉協議会としてその使命を果たし、市民の生活復旧に向けて迅速かつ的確に支援できるよう、災害への備えを効果的に進めていきます。

具体的には、(1)(2)に記載しております、災害時にも社協機能が継続できるよう、事業継続計画（BCP）の整理や、大阪市災害ボランティアセンター開設・運営マニュアルの見直しと併せて、災害訓練等も実施し、いざという時に即対応できるよう備えていきます。

12 頁「9 介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施」ですが、要介護認知調査事業につきましては、令和 4 年度から 6 年度まで、19 区での調査を受託し実施しております。障がい支援区分認定調査につきましては、令和 4 年度まで本会が全市分の調査を実施してまいりましたが、令和 5 年度 6 年度は区ごと

堀江課長 の公募が行われ、本会として慎重に検討を行ったうえで、15 区の調査を受託することになりました。要介護・障がい両事業について体制を整え、今後とも業務に遅滞をきたさないように進捗管理を徹底しながら進めてまいります。

最後になりますが、「10 福祉関係機関・団体との連携と協働」です。大阪市民生委員児童委員協議会との連携、大阪府共同募金会との連携、大阪市社会事業施設協議会への支援など、各関係団体等と引き続き連携・協働し、地域福祉を推進してまいります。

以上、令和 5 年度事業計画について、ご説明申しあげました。

真鍋次長 事務局次長兼総務課長の真鍋でございます。

続いて、令和 5 年度予算（案）について、ご説明いたします。

14 頁の「令和 5 年度当初予算（案）について（概要）」をご覧ください。

まず、法人全体の状況をご説明いたします。

(1) 予算総括表をご覧ください。収入額ですが、事業活動収入が 42 億 772 万 9 千円、その他の活動収入が 8,121 万 1 千円で、合計しますと 42 億 8,894 万円で、前年度当初予算の収入合計に比べ、1 億 5,083 万 8 千円の減となっています。

次に支出額ですが、事業活動支出が 42 億 9,717 万 1 千円、施設整備等支出が 4,261 万 7 千円、その他の活動支出が 3,350 万 8 千円、予備費支出が 115 万円で、合計しますと 43 億 7,444 万 6 千円で、前年度当初予算の支出合計に比べ、1 億 974 万 9 千円の減となっています。

この結果、収入から支出を差し引いた法人全体の資金収支差額は、マイナス 8,550 万 6 千円となります。

(2) 予算の内訳をご覧ください。法人運営事業において、事業計画でもご説明いたしましたが、給与・人事システムの再構築及びホームページのリニューアルに係る支出増等により、収支差額が発生します。また、善意銀行事業等、蓄積しました基金等の範囲内で助成及び貸付を行う事業のため、収支差額が発生します。その他の事業については、年度単位で事業を計画・実施していることから、資金収支差額は 0 円であり、収入に見合った支出を計上しております。

次に、15 頁の「2 収入の状況」について、主な増減理由をご説明します。

受託金収入は、要介護認定訪問調査事業における障がい支援区分認定調査について、令和 5 年度から、事業計画で説明いたしましたように、本会においては 15 区の調査受託となったことによるものです。

なお、要介護認定調査の予算については、令和 4 年度受託時の契約件数に基づく収入額を計上し、人件費等の経費についても、契約件数の処理に必要な人員数により計上しています。実際の依頼件数については未確定なことから、当初の契約件数から大きく乖離する場合は、補正予算等で対応いたします。

基金積立資産取崩収入は、ボランティア活動振興基金事業において今年度の助成活動資金を基金から取り崩すことによるものですが、過年度の助成実績をもとに助成額を設定したことにより、約 700 万円の減額予算となっております。

続いて、資料 16 頁の「3 支出の状況」について、主な増減理由をご説明します。人件費・事業費・事務費支出ともに、障がい支援区分認定調査を 15 区受託したことに見合った支出を計上したことによるものです。

助成金支出は、ボランティア活動振興基金事業において、過年度の助成実績をも

真鍋次長

とに助成額を設定したことによるものです。

最後に、資料 17 頁の「4 事業別支出予算額の状況」について、主な増減理由をご説明します。

法人運営事業の増及び要介護認定訪問調査事業の減は、先ほどの説明と重複しますので省略いたします。

生活福祉資金貸付事務事業の増は、特例貸付が令和 4 年 9 月末で終了し、新たに特例貸付の借受人へのフォローアップ支援に係る事務費が計上されたことによるものです。

職員費調整事業の減は、定年退職等による高年齢層の減少と、新規採用による若年層の増加により、人件費の総支出額の減少が見込まれることによるものです。

ボランティア活動振興基金事業の減は、先ほどの説明と重複しますので省略いたします。

収支予算書（総括表）及び事業毎の収支予算書につきましては 18 頁以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

以上、令和 5 年度事業計画及び予算（案）についてご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉田議長

それでは、皆様からのご意見・ご質問についてお受けいたします。いかがでしょうか。

笹倉評議員

西区社会福祉協議会会長の笹倉です。今、西区社協におきましても、いろんな物価が上がり、運営費がかなり削かれています。例えば広報誌の発行回数を減らすことも検討しています。西区社協としては、できるだけ会費の増収を目指すとか、寄附金の増額ということでいろいろな団体に協力をお願いしながら精一杯頑張っているところです。他区での状況をお聞かせいただきたいのと、大阪市からの補助金や助成金がここ 2～3 年で減っているのか現状維持なのか上がっているのか動向を教えてください。

堀江課長

今、ご質問のとおり、光熱水費だけでなく物価全体の高騰ということで、各区社協では事業費においてかなり影響がでていっているところです。1 月に開催した区社協会会長会においても資料でお示しさせていただいたところですが、昨年度に比べ、光熱水費であれば夏場であれば約 50%上がり、1～3 月についても同様に上がっていると思います。そのようななか、毎年開催していますが、1 月の終わりに、市社協と大阪市福祉局と協議をする場がございまして、24 区社協の状況については大阪市としっかり共有し、事業費についてもかなり影響がでていきますので、委託料含めましてご検討いただきたいとお願いもしているところです。すべての事業ということは難しいかもしれませんが、一部の事業では高騰部分について考えますとの回答ももらっています。物価高騰については令和 5 年度も急激に下がることはないと思いますので、各区社協においては会費の増収など努力いただいているところですが、市社協といたしましても事業費のところで大阪市と調整できるところは精一杯頑張っていきたいと思っています。

山田評議員 ホームページのリニューアルについて、予算はどれくらい考えておられるのでしょうか。

真鍋次長 ホームページのリニューアルについては、500万を予算計上しています。実際は入札したうえで業者を決定しますので、経費はもう少し下がると思います。

吉田議長 他にご意見ございませんか。  
なければ、挙手をもってご承認いただけますでしょうか。

(挙手)

異議なしということですので、第1号議案は承認されました。

### <第2号議案> 理事の選任について

吉田議長 続きまして、第2号議案の理事の選任について、事務局から説明してください。

真鍋次長 第2号議案、理事の選任につきまして、ご説明いたします。  
資料2をご覧ください。

現在、20名の皆様に理事としてご就任いただいておりますが、3月15日開催の理事会におきまして、推薦いただきました2名の理事候補者について、評議員会において選任いただくものです。

まず、「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」といたしまして、昨年12月の一斉改選により、大阪市民生委員児童委員協議会会長に就任された小嶋憲子様です。同じく、大阪市民生委員児童委員協議会副会長の栗野太郎様です。

任期につきましては、令和5年3月23日から令和4年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。

以上、理事の選任についてご説明いたしました。

吉田議長 ただ今、理事の選任について、説明がありましたが、私から、候補者のお名前をお一人ずつ読みあげますので、ご承認の場合は、挙手をもってかえさせていただきますと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料2の1頁、理事の選任でございます。

小嶋 憲子さん

(挙手)

栗野 太郎さん

(挙手)

今、挙手をもって、お一人ずつ決議をいただきましたので、本日、令和5年3月23日から令和4年度会計に係る定時評議員会終結時を任期として理事に選任いたします。

本日予定の議案は以上になりますが、就業規則の一部改正について、事務局から報告してください。

真鍋次長 3月15日の理事会で就業規則の一部改正について承認いただき、改正しましたので、ご説明いたします。

真鍋次長

資料3をご覧ください。

2頁以降に就業規則の新旧表をつけておりますが、主な改正理由・内容について、資料の1頁にまとめておりますので、こちらで説明させていただきます。

まず、1点目ですが、男女雇用機会均等法に基づき、現行の「妊娠障害特別休暇」を「妊娠中及び出産後の症状等に対応する措置」と見直し、妊娠中のみならず出産後1年以内の職員も医師等から指導を受け、申し出た場合は、医師の指導内容に基づき必要な措置を講じる旨、明記しました。

次に、2点目、特別臨時職員の資格要件について見直しました。特別臨時職員とは、定年退職後、継続して雇用した職員で介護支援専門員資格を有している職員について、満65歳あるいは有期労働契約が通算して5年を超えても、要介護認定・障がい支援区分認定調査業務に従事することができる職員です。

特別臨時職員の資格要件として、4月1日から翌3月31日までの雇用期間中に有効な介護支援専門員資格を有すること規定していましたが、人材確保の観点から、当該年度中に介護支援専門員資格が満了する場合は、その日をもって雇用期間を満了とすることができる旨、規定しました。

報告は以上です。

吉田議長

報告でございました。せっかくの機会ですので、何かご質問等ございませんか。

森脇評議員

理事の選任についてですが、理事会の推薦を経て、評議員会で選任するというのであれば、今回は承認しましたが、今回は少なくとも経歴書は添付していただきたいと思います。

真鍋次長

選任にあたり経歴が分からなければ判断しにくいというご意見をいただきましたので、前向きに検討していきたいと思います。

吉田議長

他になければ、本日の予定は以上となります。ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会

ありがとうございました。

最後に、種田評議員が3月末をもちまして、ご退任されますので、ごあいさつをいただきたいと思います。種田評議員、よろしくお願いいたします。

種田評議員

あいさつ

司 会

長年にわたり、ありがとうございました。

これもちまして、評議員会を終了させていただきます。

今後の予定でございますが、令和4年度の事業報告及び決算等についてご審議いただきます評議員会を令和5年6月23日（金）、午前10時30分から、市立社会福祉センターで開催いたします。今回は、午前の開催となりますので、ご予約いただきますようよろしくお願いいたします。